

山鹿市立鹿本中学校 「いじめ防止基本方針」

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校の基本方針

すべての教職員等が、「いじめは絶対に許さない」という共通理解のもと、いじめはどの子どもにも起こりうるものであるという認識をもつ中で、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりを進める。また、「生徒と向き合う時間」を大切にすることで、生徒をきめ細かく見守る体制を常に意識し、日々の教育活動を通じて豊かな人権感覚を育てる教育実践を組織的に展開する。

いじめ防止に向けた取組

未然防止の取組

～未然防止のための積極的な生徒との関わり合い（信頼関係づくり）～

(1) 自他の人権を大切にする授業や行事等の充実

(誰もが居心地のいい学級・学校づくりを行う)

- 職員間での情報の共有及び、報告・連絡・相談を密にする。
- 全教科・領域を通し人権が尊重される授業づくり（支持的風土を土台、学びのUD化）
- いじめ防止に向けた職員研修の充実と、コーチングを用いた生徒との信頼関係づくり
- 各学級の努力実践目標を明確にし、いじめ防止に向けた生徒議会・クラス会議等を行い、実践を評価し指導の改善を図る。

(2) 人権教育の充実

- いじめはする側の問題・周りの問題である基本的認識の確立
- 相手の傷つくような言動をしない・絶対に許さない人権学習の実施
- 反差別のなかまづくり
- 毎朝全クラスで「鹿本中人権宣言」の唱和

(3) 豊かな心を育む教育の充実

- 地域教材や地域人材、熊本の心を活用した道徳の授業
- 命を大切にする教育の実施（「交通安全」「食育」「環境教育」「性に関する指導」）

(4) 生徒会の主体的な活動（いじめゼロ、SNSについて）

(5) 保護者・地域への啓発

(6) 幼保・小・中の連携（SNS等の諸課題等の情報交換と共通理解）

早期発見に向けた取組

1、実態把握

- 全職員での日常的な観察
- いじめ・学校生活についてのアンケート（礎チェック）を月1回実施
- 職員間の情報の適切な共有
- 問題行動等のデータ化
- 教育相談
- 教師の気づき力アップ（研修の積み重ね）

2、家庭・地域・関係機関との連携・連絡

- 登下校指導の充実（登下校指導）
- 情報モラルやネット依存の啓発
- PTA運営委員会、学校運営協議会、外部機関との情報交換

3、外部講師によるいじめ防止の研修会とSNS研修会の実施

- 生徒会や委員会を中心にSNS使用PTA申し合わせの設定

鹿本中学校人権宣言

前文

私たち鹿本中生は、みんなが仲良く笑顔で、よりよい学校生活を過ごせるように、次の人権宣言を採択します。

第1条 やらず、やらせず、みぬふりをせず、いじめや差別をゆるしません。

第2条 一人ひとりの個性を大切にし、お互いを尊重し、認め合います。



第3条 友達や仲間に思いやりを持って、温かい心で接します。

第4条 仲間とのコミュニケーションを大切にし、友達の輪を広げていきます。

第5条 一人の人を作りません。私たち鹿本中生は、みんな仲間です。

以上の目的を達成し、社会から部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために、人権学習に真剣に取り組めます。

いじめを発見した場合の対処

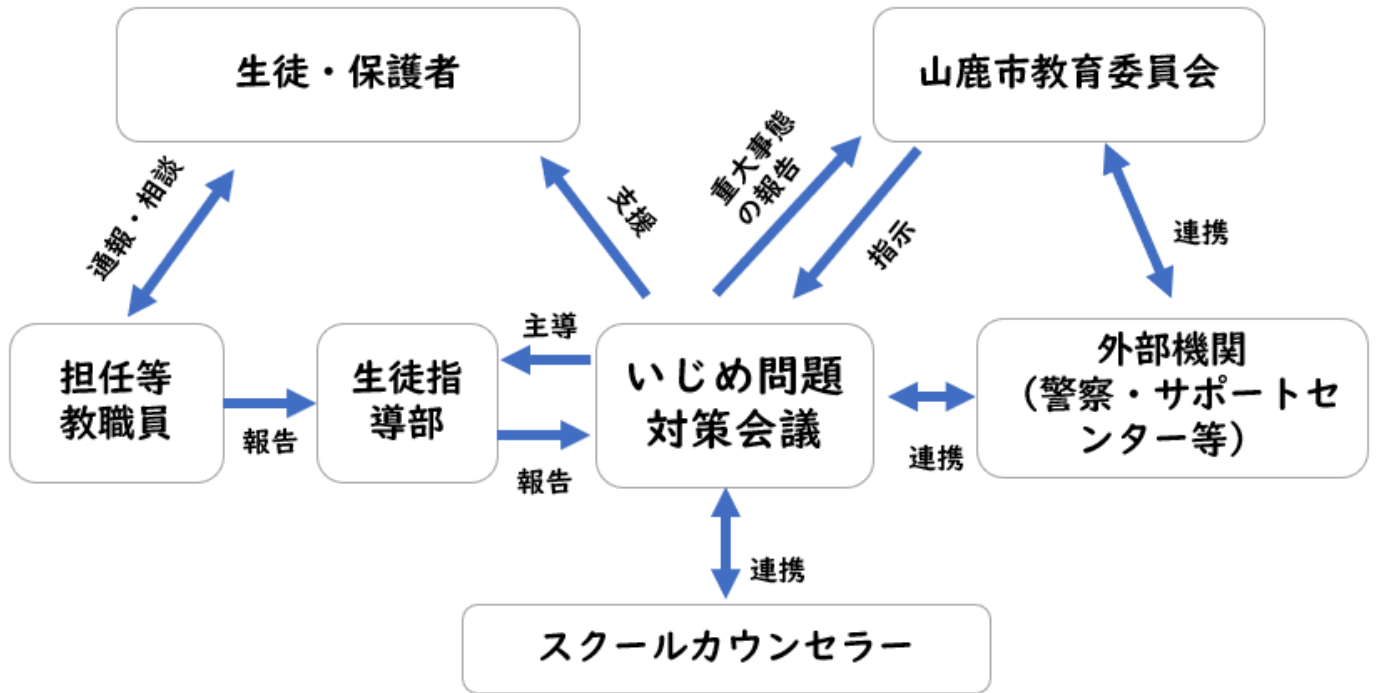
<p>①情報収集</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、教職員、保護者、地域住民から情報を集める。事実を明らかにする。
<p>②指導・支援体制</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・山鹿市教育委員会へ連絡し、いじめ防止対策会議を速やかに行う。 ・教職員で役割分担をし、指導・支援体制を組む。 ・必要に応じて、外部の関係機関に連絡し、連携して取り組む。（情報開示）
<p>③生徒への指導・支援・保護者との連携・心のケア・再発防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者にとって信頼できる人（友人・家族・教師等）と連携し、寄り添える体制をつくる。 ・被害者の安全を最優先に考え、必要に応じて保護措置を講じる。心のケアを外部機関等と連携し、継続的に行いいく。 ・加害者には、いじめの行為がどれだけ深刻なものであるかを理解させるための指導を行う。自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。 ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止める、誰かに知らせる力を育む。 ・保護者と連携するためにつながりのある教職員を中心に即日関係生徒（加害・被害）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。保護者と密に連携し、家庭と学校が一体となっていじめ問題に取り組む。 ・いじめ防止のための教育プログラムやカウンセリングの提供などいじめが再発しないように、学校全体での取り組みを強化する。 ・いじめが解決した後も、被害者や加害者の状況を継続的にフォローアップし、再発防止に努める。

教職員の資質向上

常に指導者・支援者としての人権感覚を磨く

(人権教育関係の校内研修の充実。授業研究会の充実・各種研究会等への積極的な参加。指導法の工夫改善)

いじめ防止に向けた本校の組織



基本方針の点検及び評価について

教職員の基本方針の取組に対する自己評価とともに、保護者評価などを学校の評価に取り入れる。また、以下の項目について、客観的かつ適正に評価を行うとともに、学校運営協議会委員の意見等も参考にし、次年度の基本方針作成に生かしていく。

- いじめ防止といじめの調査および分析に関わる内容
- いじめの早期発見および再発防止に関わる内容
- いじめ防止に対する本校職員の指導および連携に関する内容
- 関係機関との連携に関わる内容